

# 妊娠中の女子少年に対する医療少年院における人工妊娠中絶

永田 憲史\*

## 一. はじめに

家庭裁判所は、「審判に付すべき少年」（少年法3条）が妊娠中の女子少年である場合、医療少年院送致を決定し、医療措置終了後、すなわち、人工妊娠中絶を行なった後、初等少年院、中等少年院又は特別少年院への移送が相当である旨の処遇勧告を行なうことがある<sup>1)</sup>。そのため、家庭裁判所において通常用いられる処遇勧告書には、勧告事項として、「一般短期処遇」、「特修短期処遇」、「医療措置終了後は（初等中等特別）少年院に移送相当」、「その他」のチェック欄が用意されている<sup>2)</sup>。このような処遇勧告が行なわれ、医療少年院に送致されると、通例、処遇勧告に従って、女子少年に対し、人工妊娠中絶が行なわれる<sup>3)</sup>。

一般に、売春などの性非行を行なう女子少年は、家庭環境が悪く、親などの養育能力が低いこと<sup>4)</sup>、避妊方法の知識が乏しく、避妊方法を実施することが少なく、実施されたとしても不十分であること<sup>5)</sup>、不特定多数の男性と性的関係を持つことが多いこと<sup>6)</sup>、強姦などの性被害にあう

---

編集部注\* 関西大学法学部専任講師

- 1) ①高松高決昭34年11月16日家月11巻12号153頁、②前橋家決昭35年9月5日家月12巻12号116頁、③東京高決昭53年11月7日家月31巻7号148頁（原審：東京家決昭53年10月2日家月31巻7号143頁）、④函館家決昭61年12月24日家月39巻9号66頁、⑤東京高決平10年11月13日家月51巻5号72頁（原審：東京家決平10年10月20日家月51巻5号74頁）、⑥浦和家決平12年9月20日家月53巻2号166頁、⑦大阪家決平13年10月26日家月54巻7号72頁。以下、①事件、②事件、…⑦事件と略記する。
- 2) ⑤家月51巻5号77頁、⑥家月53巻2号175頁参照。
- 3) 鶴田房子「女子少年院における処遇」刑政95巻9号（1984）42頁以下、48頁。例えば、京都医療少年院の場合、人工妊娠中絶は、院内で行なわれる。また、人工妊娠中絶は年間3件以上行なわれている。拙稿「施設見学記録（3） 京都医療少年院」関西大学法学論集56巻4号（2006）246頁以下、249頁。
- 4) 〔座談会〕「少年の性非行——特に女子少年の性非行について——」ケース研究203号（1985）49頁以下、83-85頁、88-91頁、94頁、98-99頁、伊藤富士江「性非行で補導された女子少年の性行動と性意識」科学警察研究所報告 防犯少年編26巻1号（1985）58頁以下、60-62頁、伊藤富士江「女子少年による性非行に関する研究」科学警察研究所報告 防犯少年編28巻1号（1987）52頁以下、58-59頁、63-65頁。
- 5) 藤井則清ほか「女子少年院収容者の性知識について」矯正医学20巻1=2=3=4号（1971）13頁以下、14-15頁、〔座談会〕・前掲注（4）107-109頁、伊藤「研究」・前掲注（4）57-58頁。
- 6) 〔座談会〕・前掲注（4）88頁、91頁、伊藤「研究」・前掲注（4）58頁。

ことが少なくないこと<sup>7)</sup>、初交年齢が早いこと<sup>8)</sup>、などが指摘されている。このような状況が重なり合うため、性非行をはじめとする非行を行なう女子少年は、性感染症の罹患が多いだけでなく<sup>9)</sup>、望まない妊娠を招くことも少なくない。

人工妊娠中絶を行わず、出産及び育児を行なうこと、逆に、人工妊娠中絶を行なうことは、女子少年の人生において極めて重大な問題であるとともに、リプロダクティヴ・ライツ (Reproductive Rights) の中核であって、その判断及び実施は憲法13条で保障されるべきであると考えられる<sup>10)</sup>。それゆえ、このような処遇勧告を行なうことは、人工妊娠中絶を認める母体保護法 (昭和23年法律156号) を前提としても、事実上、国家が人工妊娠中絶を強制することとなって、許されないのではないか。また、許されるとしても、どのような手続で行なわれるべきか、母体保護法の規定とも絡んで問題となる。なお、人工妊娠中絶をどの程度認めるのかについては、議論がなされており、特に未成年者の場合、同意権者をめぐって激しい争いのあるところであるが<sup>11)</sup>、その検討は別の機会に委ねることとし、本稿では、母体保護法の規定を前提とすることとしたい。

以下では、公表されている7つの事件を参考に、検討を進めることとしたい。

## 二. 事案の類型化

妊娠中の女子少年は、身体患者 (P<sub>1</sub>) に準じた処遇がなされるなど、基本的に集団処遇に適しないため<sup>12)</sup>、少年院への収容保護自体の必要性が慎重に検討されるべきであるとともに、人工妊娠中絶を強要するような扱いにならないよう配慮すべきであると指摘されてきた<sup>13)</sup>。実務上も、妊娠及び人工妊娠中絶が女子少年の人生にとって大きな、そして微妙な問題であることが認識され、一定の配慮がなされてきたともと思われる。一方で、保護環境が劣悪で本人の問題

---

7) [座談会]・前掲注(4) 88-89頁、91頁、93頁、伊藤「補導」・前掲注(4) 66頁、伊藤「研究」・前掲注(4) 56-57頁。

8) 藤井・前掲注(5) 14頁、[座談会]・前掲注(4) 88-89頁、伊藤「補導」・前掲注(4) 65-66頁、伊藤「研究」・前掲注(4) 56-57頁。

9) 藤井・前掲注(5) 15頁、宮下智允「女子少年のぐ犯事件を考える——売春女子少年の鑑別事例から——」犯罪と非行94号(1992) 46頁以下、63頁、鈴木義子「女子少年院在院者の性的行動」青少年問題41巻9号(1994) 32頁以下、35頁。特に、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)に感染した場合が問題となろう。

10) 佐藤幸治『憲法〔第三版〕』(青林書院、1995) 459-462頁参照。

11) 母体保護法14条1項1号の「経済的理由」を削除すべきと主張する見解として、例えば、加藤久雄『医事刑法入門〔改訂版〕』(東京法令出版、1999) 233-234頁、243-244頁、田中圭二「旧優生保護法における『経済的理由』と削除する改正案——昭和47・48年の『改正案』の検討——」産大法学34巻3号(2000) 157頁以下、169-171頁。また、アメリカ合衆国の状況について詳細に論じたものとして、例えば、根本猛「未成年者の人工妊娠中絶の自由——アメリカ合衆国の場合——」青少年問題34巻3号(1987) 44頁以下、永水裕子「成熟した未成年者の人工妊娠中絶について決定する権利とアメリカ法(1)」上智法学論集48巻1号(2004) 190頁以下、「同・(2)・完」48巻2号(2005) 128頁以下。

12) 田宮裕ほか編『注釈少年法(改訂版)』(有斐閣、2001) 262頁。

13) 団藤重光ほか『新版少年法(第2版)』(有斐閣、1984) 244頁、田宮ほか・前掲注(12) 262頁。

性が大きいなど、収容保護の必要性が高い場合には、医療少年院送致とし、人工妊娠中絶を行なうことも許されるとされ<sup>14)</sup>、実務上も、そのような決定及び処遇勧告がなされ、人工妊娠中絶が行なわれてきたのである。

公表されている7事件を概観すると、そのうち4件で薬物の濫用が認定されている<sup>15)</sup>。また、胎児の父親が定かでないことが認定されているもの<sup>16)</sup>、傷害や虞犯事実が認定されているもの<sup>17)</sup>、事案の内容が不明であるもの<sup>18)</sup>が各1件ある。薬物の濫用が認定された1件と父親不明の事案1件で女子少年の知能指数が低いことも指摘されている<sup>19)</sup>。

これを参考に、女子少年に対する人工妊娠中絶が問題となる場面を類型化すると、(a) 薬物の濫用などにより、胎児や出生後の子（以下、「胎児」とする）の生命並びに身体の成長及び発達に重大な問題を惹起する恐れが高い場合と、(b) 胎児の父親が不明であったり、女子少年の知的能力が低かったりするために、胎児を十分に養育できない可能性が高いなど、胎児を取り巻く成育環境が著しく劣悪である場合、(c) 出産及び育児が女子少年自身の健全な育成（少年法1条）にとって重大な障害となる場合の3つの類型が考えられる。以下、節を変えて順に検討する。

### 三. 検討

#### 1. 胎児の生命並びに身体の成長及び発達に重大な問題を惹起する恐れが高い場合

第一に、(a) 薬物の濫用などにより、胎児の生命並びに身体の成長及び発達に重大な問題を惹起する恐れが高い場合、家庭裁判所が人工妊娠中絶を行なうよう処遇勧告をなすことは許されるか。この場合、薬物の濫用などにより、胎児に重篤な影響が生じうることが人工妊娠中絶を正当化する理由となっており、審判例の中には、このことを明確に指摘するものもある<sup>20)</sup>。そこで、薬物の濫用が胎児にどのような影響を与えるのか、コカインについてのアメリカ合衆国における議論を参考にすることとしたい<sup>21)</sup>。

アメリカ合衆国においては、1980年代末から1990年代初頭にかけて、妊娠中の母親のクラック

---

14) 田宮ほか・前掲注(12) 262頁。

15) ③事件、⑤事件は覚せい剤、④事件はシンナー、⑥事件は覚せい剤及びシンナーの濫用が認定されている。

16) ②事件では、常習的な売春婦であり、胎児の父親が確言し難い状態にあると認定されている。

17) ⑦事件。実母ら家族への暴力が認定されている。

18) ①事件。抗告審の決定文のみが掲載されており、決定文から事件内容を窺い知ることができない。

19) ②事件では、新制田中B式で知能指数66とされている。事件では、集団検査新田中3B式知能検査で知能指数55未満、個別検査WAIS-R知能検査で動作性知能指数58とされている。

20) ③事件。

21) Humphries, D. et al., Mothers and Children, Drugs and Crack: Reactions to Maternal Drug Dependency, In: Feinman, C. (ed.), *The Criminalization of a Woman's Body* (Haworth Press, 1992), p.203, pp.206-207; Sagatun-Edwards, I., The Legal Response to Substance Abuse during Pregnancy, In: Roslyn Murasakin (ed.), *It's a Crime - Women and Justice Second Edition* (Prentice Hall, 2000), p. 141, pp.142-143.

やコカインの濫用が妊娠自体や胎児に影響を及ぼす十分な証拠があるとする多くの研究が発表された。コカインの濫用が妊婦の血圧や発作を増大させ、胎盤を通じて、外部からの物質(substance)を素早く排出することができない胎児をコカインに曝すこととなる。その結果、流産や早産の危険性を増すこととなるとされた。また、胎児に対して、下痢、異常な発汗、呼吸障害、鼻炎(runny nose)、無呼吸、低身長、低体重、血液異常、高音で泣き続けること、音に対して過敏であること、母乳を適切に吸うことができないことなどに代表される身体的神経的な障害、発育不全、長期にわたる発達異常などの医療的に回復不可能な損害をしばしば与えるとされた。さらに、痙攣や発作を起こしやすい上、乳幼児突然死症候群(Sudden Infant Death Syndrome; SIDS)の危険性が高いことも指摘された。さらに、妊婦が薬物の摂取を急にやめたとしても、出生後2週間から3週間、新生児が、不眠、痙攣、身震い、体温の変化、速い呼吸、活動亢進(hyperactivity)、反射亢進(exaggeration of reflex)、筋肉の硬直などの禁断症状類似の症状を示すことも報告された。

しかし、こうした研究に対しては、薬物が単独で胎児に影響を与えているとはただちに判断できないとする批判がなされた。すなわち、①調査対象がわずかで、資料として完全とは言えないこと、②ヘロイン、メタドン(methadone)、マリファナ、たばこ、アルコールなどの他の薬物の摂取、貧困、劣悪な栄養状態、健康面での問題、性感染症の罹患、不十分な産前産後のケアなどの薬物濫用者のライフスタイルや薬物濫用者を取り巻く社会状況が胎児に悪影響を及ぼしており、コカインが胎児への影響の主原因になっているかは不明確とならざるを得ないことが指摘されている。それゆえ、ごく近時の研究の中には、コカインの濫用が胎児に対して決定的な影響を与えるとは言えないとする研究もある。

我が国においては、覚せい剤やシンナーが薬物濫用の中心であり、コカインが薬物濫用の中心となっているアメリカ合衆国とは状況が異なる。しかし、薬物濫用者のライフスタイルや薬物濫用者を取り巻く社会状況はアメリカ合衆国と類似していると言え、薬物と胎児への影響の因果関係が不明確にならざるを得ないという指摘には説得力がある。それゆえ、薬物の濫用だけをもって、家庭裁判所が人工妊娠中絶を行なうよう処遇勧告をなすことを直ちに正当化することには躊躇せざるを得ない。

アメリカ合衆国においては、刑事施設において妊娠中の女子少年が人工妊娠中絶を強制されることが問題とされている<sup>22)</sup>。人工妊娠中絶が強制される理由として、非行少年が母親となることが無価値であると考えられやすいことや、妊婦や胎児のケアに費用や手間がかかることが挙げられている<sup>23)</sup>。この背景には、アメリカ合衆国においては、10代の母親に対する社会福祉にかかる費用が国家や社会に大きな負担を及ぼしてきたことがあろう<sup>24)</sup>。しかし、こうした人工妊娠中絶の強制は、残虐で尋常でない刑罰(punishment)を禁止する連邦憲法修正8条に違反すると主張されている<sup>25)</sup>。

---

22) Feinman, C., *Women in the Criminal Justice System Third Edition* (Praeger, 1994), p. 64.

23) *ibid.*

24) 黒川慧「アメリカの10代の妊娠と政府の施策」青少年問題31巻1号(1984)34頁以下、34頁。

25) Feinman, *supra* note 22, at 64.

我が国においても、同意なくして人工妊娠中絶を強制したり、同意を強要したりした場合、憲法36条の禁止する「残虐な刑罰」にあたり、違憲であると考えられる。また、「残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰」にあたるため、市民的及び政治的権利に関する国際規約（いわゆる国連人権B規約。昭和54年条約7号）7条及び児童の権利に関する条約（平成6年条約2号）37条（a）前段にも違反すると言える。いずれも、「刑罰」に少年院送致のような保護処分が含まれるか問題となるが、保護処分が不利益処分としての性格を持つことから、「刑罰」を刑事制裁全てを含むと広く解し、これに該当すると考えるべきである。少年法27条の2第2項が保護処分終了後の保護処分の取消しを認めていることから不利益処分としての性格が窺われる。

このような観点から、家庭裁判所が人工妊娠中絶を行なうよう処遇勧告をなすためには、母体保護法14条に従い、家庭裁判所が女子少年の同意を得ることを要するとすべきである。これに対しては、2つの異論が考えられる。第一に、国親思想（*parens patriae*）の観点から、家庭裁判所は、女子少年の利益を考慮し、女子少年の同意がなくとも、人工妊娠中絶を行なうよう処遇勧告を行なうことができるとする主張が考えられる。しかし、人工妊娠中絶を行なうことは、女子少年の人生において極めて重大な問題であり、本来、他者が決定すべき問題ではない。また、人工妊娠中絶の同意を行なう過程は、妊娠に至った経緯や従来からの生活態度を女子少年自身が見つめ直す絶好の機会であり、自ら判断することが改善・更生・社会復帰に役立つと考えられる。それゆえ、同意を要件としないかかるとの見解は妥当でない。第二に、家庭裁判所が行なっているのは、あくまで処遇勧告であり、決定ではないのであるから、家庭裁判所で同意を得る必要はないとする主張が考えられる。審判例の中にも、「医療少年院に送致し、そこで少年とよく話し合った上で適切な治療措置を講ずる以外にない」などとして、家庭裁判所で同意を得る必要はないとするものもある<sup>26)</sup>。しかし、実務上、処遇勧告が処遇決定に近い形で運用されていることを考えると、処遇勧告であるという形式を強調することは実態にそぐわない。また、女子少年に対する告知・聴聞・弁解などの手続保障の観点からも、少年院で同意を得ようとすることは不適切であるとの諍りを免れ得ない。それゆえ、家庭裁判所で同意を得なくとも構わないとするかかるとの見解は妥当でない。

以上から、家庭裁判所が人工妊娠中絶を行なうよう処遇勧告をなすためには、母体保護法14条に従い、家庭裁判所が女子少年の同意を得ることを要するとすべきである<sup>27)</sup>。そして、手続保障の観点から、同意を得る必要のある事件については、同意が強要されることを防ぐため、必要的に弁護士を付添人とするよう定めるべきである。また、同意を得る過程に問題がある場合に備えて、不服申立ての手続を整備すべきである。加えて、不服申立てに備えて、同意が得られたことを決定文に明記するべきである<sup>28)</sup>。

---

26) ③事件。

27) 「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」（同法14条1項1号）にあたるかも問題となるが、一般に広く解されており、該当すると考えられる。

28) 本人の同意が得られていることを明記しているのは、⑥事件のみである。

もともと、誰の同意が必要か問題となる。

第一に、母体保護法14条1項柱書は、本人だけでなく、「配偶者」の同意を要求している。ここで、「配偶者」とは、胎児の生物学上の父親であって、法律上の配偶者に限定されることなく、内縁関係にあつたり、さらには、性的結合を行なっただけであつたりした者も含むと解されている<sup>29)</sup>。それゆえ、胎児の生物学上の父親が不明であるとき、意思表示ができないとき、死亡したとき（同法14条2項）を除けば、人工妊娠中絶にあたって同意が必要となるはずである。しかし、女子少年の人工妊娠中絶が問題となる場面においては、胎児の生物学上の父親が女子少年の非行を助長・促進していることも少なくないと考えられる。審判例においても、胎児の生物学上の父親が自称暴力団員であって、覚せい剤を共に濫用していた事例や<sup>30)</sup>、胎児の生物学上の父親と共に、恐喝、窃盗、傷害などの非行を行なっていた事例<sup>31)</sup>が見受けられる。このような場合には、妊娠を含めた女子少年の非行に胎児の生物学上の父親が深く関係していたと評価することができ、そのような者が女子少年の人生において重要な人工妊娠中絶の問題に関与することは妥当でない。そのため、家庭裁判所が胎児の生物学上の父親の判断に係らしめることが不適切と認める場合には、「意思を表示することができないとき」（同法14条2項）にあたるとして、家庭裁判所が人工妊娠中絶を行なうよう処遇勧告をなすために女子少年本人の同意だけで足りるとすべきである<sup>32)</sup>。

第二に、母体保護法が要求していない監護権者の同意を必要と考えるべきか、女子少年の意見と監護権者の意見が異なる場合に問題となる。この場合、まず、家庭裁判所は、双方の十分な話し合いの機会を確保し、意見の調整を行なうべきである。その上で、両者の意見がなお対立するときには、監護権（民法820条）がある以上、監護権者の意見を尊重すべきようにも思われる。しかし、第一節で見たように、女子少年が性非行を行なう場合、監護権者の監護能力が不十分であることも多いことから、監護権者の意向を尊重することが必ずしも妥当であるとは言い難いことも少なくないであろう。また、人工妊娠中絶を行なうことは、女子少年の人生設計にとって、極めて重大な問題であるから、女子少年自身が決断すべきである。少年院で人工妊娠中絶を行なった後、すぐに仮退院となると考えた継母と伯父の意向が重視されて決定がなされたことは不当であるとして抗告がなされた事例もある<sup>33)</sup>。従って、人工妊娠中絶にあたって、母体保護法で要求されていない監護権者の同意は不要である。逆に、監護権者が人工妊娠中絶を望む場合であっても、女子少年が人工妊娠中絶を拒否するときには、家庭裁判所が人工妊娠中絶を行なうよう処遇勧告を行なうことはできないと考えるべきである。

---

29) 類似の文言であった優生保護法の解釈として、同様に考えるものとして、末広敏昭『優生保護法——基礎理論と解説——』（文久書林、1984）67頁。

30) ⑤事件。

31) ⑥事件。

32) 実務上、胎児の父親の同意を得ることが困難な事例も少なくない。例えば、京都医療少年院の場合、少年の同意や胎児の父親の同意は、家庭裁判所で得られている場合もあるが、そうでない場合、少年院で得なければならず、特に胎児の父親の同意を得るのに苦勞することが多い。拙稿・前掲注（3）249頁。

33) ①事件。

## 2. 胎児を取り巻く成育環境が著しく劣悪である場合

第二に、(b) 胎児の父親が不明であったり、女子少年の知的能力が低かったりするために、胎児を十分に養育できない可能性が高いなど、胎児を取り巻く成育環境が著しく劣悪である場合、家庭裁判所が人工妊娠中絶を行なうよう処遇勧告をなすことは許されるか。

この場合、(a) 薬物の濫用などにより、胎児の生命並びに身体の成長及び発達に重大な問題を惹起する恐れが高い場合よりも、胎児の生命並びに身体の成長及び発達に問題を惹起する可能性は低いと言わざるを得ない。それゆえ、胎児を取り巻く成育環境が著しく劣悪であることをもって、家庭裁判所が人工妊娠中絶を行なうよう処遇勧告をなすことをただちに正当化することは困難である。それゆえ、ここでもまた、家庭裁判所が人工妊娠中絶を行なうよう処遇勧告をなすためには、女子少年の同意が必要であると考えべきである。

もともと、女子少年の知的能力や判断能力が劣る場合に<sup>34)</sup>、女子少年の同意が必要か問題となる。すなわち、家庭裁判所が説明に尽力しても、女子少年が妊娠の意味や重大性を理解することが困難であり、人工妊娠中絶を行なうべきかどうかの判断を適切になしえない場合に、女子少年の同意なくして、家庭裁判所が人工妊娠中絶を行なうよう処遇勧告をなすことができるか問題となる。

そもそも、優生保護法14条3項は、本人が精神障害者である場合に、本人の同意がなくとも、本人に代わって保護義務者が同意をし、人工妊娠中絶を行なうことを認めていた。しかし、優生保護法を改正し(平成8年法律105号)<sup>35)</sup>、名称を改めた母体保護法においては、かかる規定が削除され、本人の同意なくして、人工妊娠中絶を行なうことはできなくなった。このように、現行法上、人工妊娠中絶にあたって、本人の同意が必須となったのであるから、女子少年の知的能力や判断能力が劣る場合であって、本人の同意が得られない場合には、家庭裁判所が人工妊娠中絶を行なうよう処遇勧告をすることは許されないと考えるべきである。このような場合、出産後の養育及び監護に支障が生じることも多いと考えられるため、家庭裁判所は、保護観察所や保健所などと連携を行ない、社会福祉サービスの利用などを円滑に進める努力を行なうべきである。

## 3. 出産及び育児が女子少年自身の健全な育成にとって重大な障害となる場合

第三に、(c) 出産及び育児が女子少年自身の健全な育成にとって重大な障害となる場合、家庭裁判所が人工妊娠中絶を行なうよう処遇勧告をなすことは許されるか。具体的には、出産及び育児により、女子少年の学業や就業が中断するなどの例が考えられる。このような場合、女子少年の就業や人生設計などに大きな影響を与えることが想像できる。また、出産及び育児がもたらす身体的、精神的、経済的な負担について、女子少年の認識が甘いことも多いと予想される。

この場合に、裁判所が出産及び育児により女子少年に生じる不利益を説明することは許される

---

34) 女子少年院収容者には、知能指数が低い者も少なくないとされる。例えば、藤井・前掲注(5)13頁。

35) 改正の解説として、『優生保護法』から『母体保護法』へ——優生思想に基づく規定の削除等——時の法令1535号(1996)31頁以下、前田光哉「優生保護法の一部を改正する法律」法令解説資料総覧188号(1997)4頁以下がある。

が、ここでもまた、家庭裁判所が人工妊娠中絶を行なうよう処遇勧告をなすためには、女子少年の同意が必要であると考えらるべきである。

#### 四. おわりに

家庭裁判所が女子少年の同意なくして人工妊娠中絶を行なうよう処遇勧告をなすことは、憲法36条、市民的及び政治的権利に関する国際規約7条、児童の権利に関する条約37条(a)前段に違反するため、許されない。母体保護法14条に従い、家庭裁判所が女子少年の同意を得ることを要すると考えるべきである。手続保障の観点から、同意を得る必要のある事件については、必要的に弁護士を付添人とするよう定めるべきである。また、不服申立ての手続を整備すべきである。加えて、同意が得られたことを決定文に明記するべきである。この理は、(a)薬物の濫用などにより、胎児の生命並びに身体の成長及び発達に重大な問題を惹起する恐れが高い場合、(b)胎児の父親が不明であったり、女子少年の知的能力が低かったりするために、胎児を十分に養育できない可能性が高いなど、胎児を取り巻く成育環境が著しく劣悪である場合、(c)出産及び育児が女子少年自身の健全な育成にとって重大な障害となる場合のいずれであっても、変わるものではない。

近時の審判例は、医療少年院での人工妊娠中絶後に初等少年院、中等少年院又は特別少年院に移送する旨の処遇勧告を行なっている<sup>36)</sup>。医療少年院においては、単に人工妊娠中絶を行なうだけでなく、手術後の身体的、精神的ケアを行なった後に移送するべきである<sup>37)</sup>。

---

36) ③事件、④事件、⑤事件、⑥事件、⑦事件。

37) ⑤事件はそのことを明確に述べている。アメリカ合衆国においては、このことが連邦憲法修正8条から要請される。Feinman, *supra* note 22, at 64.